

令和8年度  
大野市監査計画

令和8年3月

大野市監査委員

## 目 次

第 1	基本方針	1 頁
第 2	実施方針	1 頁
第 3	監査項目及び着眼点	1 頁
第 4	監査の実施計画	3 頁
第 5	監査結果とフォローアップ	5 頁
第 6	監査実施場所	6 頁

# 令和8年度大野市監査計画

## 第1 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、市の行財政運用の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に努めるため、大野市監査基準に基づいた監査を実施するものとする。

## 第2 実施方針

監査は、次の点に留意して実施するものとする。

- 1 監査の観点、合規性及び正確性のみならず、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査を行い、市の施策の推進及び事務改善に繋がるような指導又は助言を行う。
- 2 監査の方法は、誤り、不正、事故等のリスクが発生する可能性の高い事項を重点的に対象として効果的かつ効率的な監査を実施する。
- 3 監査の実施は、定められた事務処理のルール等を遵守するなど、組織として業務を適正に執行する体制及びリスクに対する管理体制が確保されているかという点に留意して行う。
- 4 監査の結果は、市長、議長等に報告するとともに、監査により行った指摘事項等の内容を職員に発信し、同様の指摘事項等を継続的又は全庁的に行うことのないよう、措置状況のフォローアップにも努める。
- 5 市民に対し監査結果報告を公表する。

## 第3 監査項目及び着眼点

前年度の監査の結果を踏まえ、本年度の定期監査及び行政監査における監査項目及びその主な着眼点は次のとおりとする。なお、財政援助団体等監査及び工事監査についてはその都度定める。

監査項目	主な着眼点
(1) コンプライアンスの遵守（法令遵守体制等）	・ 事務事業が関係法令（条例、規則、要綱等）に則り適正に行われているか ・ 個人情報適正に管理されているか ・ 庁内文書を適正に管理しているか など
(2) 適切な財務会計処理	（収入関係） ・ 不適切な収入手続はないか ・ 債権回収や滞納整理事務について適切な処理をしているかなど

	<p>(支出関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算科目の誤り等はないか</li> <li>・予算消化など、不適切な予算執行はないか</li> <li>・支払いの遅延はないか など</li> </ul> <p>(契約関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事等の発注において、契約を恣意的に分割していないか</li> <li>・契約内容が適切であり見直す必要のあるものはないか</li> <li>・契約書類や契約手続に不備はないか</li> <li>・契約内容が適切に履行されているか</li> <li>・随意契約の場合、その理由は適切か など</li> </ul>
(3) 適切な業務執行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの苦情に関し、報告や情報共有のもとに適切な対応がなされているか</li> <li>・補助金の実績報告が適切に行われ、目的に対する効果の検証が十分であるか</li> <li>・事業の公正性、安全性、費用対効果の検証が十分であるか</li> <li>・外部委託の業務内容の検証、契約相手方の選定が適切になされているか</li> <li>・業務委託、指定管理等における契約内容の検証及び履行確認は適切になされているか</li> <li>・資産（備品含む）を適切に保全及び管理し、有効に活用しているか</li> <li>・コスト削減の意義を十分認識し、実行に努めているか など</li> </ul>
(4) リスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上のリスク発生に対する報告、事案の検証、業務改善等の管理体制が適切に構築されているか</li> </ul>
(5) 不祥事件に係る再発防止策等の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止策の意義を職員間で十分共有し、継続的かつ適切に取り組んでいるか</li> </ul>
(6) 第六次大野市総合計画の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第六次大野市総合計画における各施策の成果指標の状況等について</li> </ul>
(7) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の定期監査における指摘事項等の進捗状況</li> <li>・システムリスク（大野市情報セキュリティポリシーの遵守状況及び不審メール、ウイルス感染など）の対策及び管理体制が適切に運用されているか</li> <li>・公金等（歳計外含む）の管理体制は適切であるか</li> <li>・ワークライフバランス（時間外勤務、休暇取得）の状況</li> <li>・セクハラ、パワハラ等の防止対策及び対応状況</li> <li>・公益通報の体制は適切であるか など</li> </ul>

## 第4 監査の実施計画

本年度は次の監査を実施することとし、詳細はその都度監査対象に通知する。なお、監査の実施が困難な状況が発生したときは、監査実施日程等を必要に応じて変更する場合がある。

### 1 定期監査（地方自治法第199条第1項・第4項）

#### (1) 実施方法

市の財務に関する事務の執行及び公営企業会計の経営に係る事業の管理が適切かつ正確に行われているかを主眼として監査を実施する。また、より少ない費用で、最大限の成果を得ているかという観点からも監査を実施する。

全部局を対象として行う。ただし、出先機関等については3カ所程度を選定する。

(2) 実施時期（説明聴取時期） 令和8年6月～7月

### 2 行政監査（地方自治法第199条第2項）

#### (1) 実施方法

市の事務事業の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から行われているかを主眼として監査を実施する。また、法令等の定めるところに従って適正に行われているか、事務手続が適切かつ正確に行われているかという観点からも監査を実施する。

本年度においては、定期監査と並行して実施する。

(2) 実施時期（説明聴取時期） 令和8年6月～7月

### 3 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

#### (1) 実施方法

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかを審査し、意見を付する。

全ての会計（一般会計、特別会計、企業会計）を対象として行う。

(2) 実施時期 令和8年6月～8月

### 4 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

#### (1) 実施方法

市の出資団体、指定管理者及び財政的援助を与えている団体を対象に、当該財政的援助等に係る出納その他の事務が、目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施する。また、市の指導及び監督が適切に行われているかという観点からも監査を実施する。

対象団体の中から1団体以上を選定する。なお、補助金等の財政的援助を与えて

いる団体については、年間の補助金等の額が原則 100 万円以上交付されている団体を対象とする。

(2) 実施時期（説明聴取時期） 令和 8 年 5 月～ 8 月

## 5 財政援助団体等監査（フォローアップ監査）（地方自治法第 199 条第 7 項）

### (1) 実施方法

過去に実施した財政援助団体等監査において、適切な措置を要すると認められた事項に対しその後の取組状況や改善状況の確認を行い、出納その他の事務が適正に執行されているか、また、円滑な経営の確保が図られているか等を主眼として監査を実施する。

対象団体は、過去に実施した財政援助団体等監査の対象団体の中から選定する。

(2) 実施時期（説明聴取時期） 令和 8 年 5 月～11 月

## 6 基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

### (1) 実施方法

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査し、意見を付する。

全ての基金を対象として行う。

(2) 実施時期 令和 8 年 5 月～8 月

## 7 健全化判断比率及び資金不足比率の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）

### (1) 実施方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び公営企業に関する資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性を確認するとともに、これらの比率がその書類に基づいて正確に算定されているかどうかを審査し、意見を付する。

(2) 実施時期 令和 8 年 7 月～ 8 月

## 8 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

### (1) 実施方法

各会計の毎月の現金の出納の計数及び現在高の正確性並びに資金の滞留状況、実質余裕資金状況を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを検査する。

(2) 実施時期 毎月 26 日（やむを得ない事情あるときは変更）

## 9 工事監査（随時監査）（地方自治法第 199 条第 1 項・第 5 項）

### (1) 実施方法

工事が法令等に適合し適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、前年度に実施された工事のうちから選定し、監査を実施する。

### (2) 実施時期（説明聴取時期） 令和 8 年 10 月～11 月

## 10 随時監査（地方自治法第 199 条第 1 項・第 5 項）

監査委員が必要と認めるとき、地方自治法第 199 条第 1 項の規定による監査（定期監査）に準じ、監査を実施する。

## 11 要求及び請求に基づく監査

議会の要求に基づく監査（地方自治法第 98 条第 2 項）、市長の要求に基づく監査（地方自治法第 199 条第 6 項）、住民監査請求による監査（地方自治法第 242 条）を行う。

## 第 5 監査結果とフォローアップ

監査の結果、適切な措置を要すると認められるものは、次の 4 つの区分に分類し、各区分に応じた対応を求めるものとする。また、その経過について必要に応じ文書又は口頭で回答を求めるほか、次の定期監査時に確認するなどフォローアップを行う。

区分	内容	処置の内容
指摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当するもの 1 法令に違反すると認められる事案 2 予算目的に反していると認められる事案 3 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案 4 事務処理等が著しく適切性を欠くと認められる事案 5 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案 6 前回までの監査で指摘事項、注意事項又は検討事項となっている事案であって、是正又は改善のための努力もしくは検討がなされていないと認められるもの 7 その他不適切又は妥当性を欠くもの	具体的内容を監査の結果報告に記載して市長等に提出するとともに公表する。 また、監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書で通知し、その措置について回答を求める。

注意	<p>是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの</p>	<p>監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭により、是正又は改善を求める。</p> <p>また、監査委員は、必要と認める場合、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で措置等について回答を求める。</p>
検討	<p>指摘事項又は注意事項には該当しないが改善の検討を求めるもの</p>	<p>監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善の検討を求める。</p> <p>また、監査委員は、必要と認める場合、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で措置等について回答を求める。</p>
要望	<p>業務運営にあたって留意や努力を要望するもの</p>	<p>監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で留意や努力を要望する。</p> <p>また、監査委員は、必要と認める場合、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で措置等について回答を求める。</p>

## 第6 監査実施場所

監査実施場所は、市庁舎又は多田記念大野有終会館の会議室を原則とするが、出先機関等については現地で実施する場合がある。